

ブロック塀等事業 事前相談申込書

東京都北区長 様

代理人の方は欄外に氏名・連絡先等
記入
↓

相談者 住所

氏名

連絡先

東京都北区ブロック塀等安全対策支援事業実施要綱に基づく事前相談を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申込みをします。

記

相談事業

- ブロック塀等除却工事 ブロック塀改善工事 ブロック塀等建替え工事

確認（下記の項目にご誓約いただけない場合、助成対象となりません。）

- 建築物の解体又は新築等の工事に合わせて行う塀工事ではありません。
 建築基準法上の道路及び道路範囲内の塀の改善又は新設をしません。※裏面参照

相談塀の概要

所在地 東京都北区_____

所有者（建物所有者 土地所有者）

氏名 _____

相談事業の申請予定者（相談者に同じ 所有者に同じ）

氏名 _____

所有者と相談事業の申請予定者の関係

- 本人 本人以外（ _____ ）

構造

- コンクリートブロック 大谷石 コンクリート万年塀
 レンガ その他（ _____ ） 不明

【留意点】

※塀の前面道路が建築基準法第42条第2項道路(主に4m未満の道路でセットバックが必要な道路)である場合等、対象外となる可能性があります。

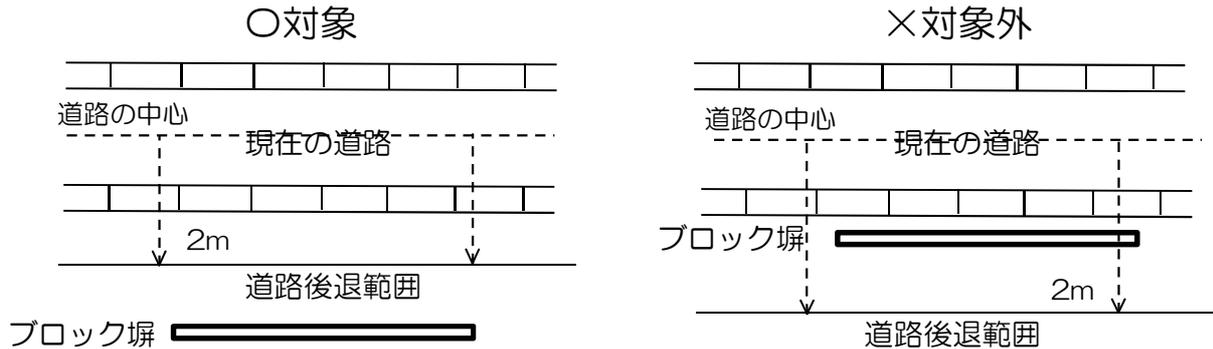
・除却工事事業

道路に面している塀全てを**除却**する必要があります。

・改善工事事業

建築基準法の**道路後退範囲内**(道路の中心から当該敷地側へ2mの範囲)にブロック塀がある場合、**対象外**となります。

※工事後のブロック塀の高さは50cm以下であること。



・建替え工事事業

フェンス等を**新設**する際、建築基準法等の**道路後退範囲内**(道路の中心から当該敷地側へ2mの範囲)に**新設することはできません**。

原則、フェンス等を新設する場合、建築確認申請が必要になります。

※除却工事事業のみ利用し、自己負担でフェンス等を新設する場合も同様。

